

地域福祉活動計画(第 5 次計画)

令和 3 年度～令和 7 年度

目 次

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	2
2 計画の位置づけ	3
3 社会環境の変化と国の動向	4
4 南足柄市の状況	7
第2章 第4次活動計画の総合評価	15
第3章 計画の概要	20
1 基本理念	21
2 基本目標	21
3 計画の体系	22
第4章 実施計画	24
基本目標1 ひとづくり	
(1) 地域活動に参画する担い手の養成	25
(2) NPO・ボランティア活動等の推進	28
(3) 地域におけるネットワークの強化	31
基本目標2 地域づくり	
(1) 人と人との結びつきの推進	35
(2) 地域におけるセーフティーネットの構築	39
(3) 人権の尊重と権利擁護の充実	42
(4) 地域共生の社会づくり	43
(5) 自助、互助、共助による防災体制の構築	46
基本目標3 体制づくり	
(1) 相談体制の充実	48
(2) 福祉サービスの充実	50
(3) 障害者の自立支援	52
(4) 生活困窮者の自立支援	55
第5章 計画の期間と進行管理	57

第6章	資料	・・・・・・・・・・・・・・・・
1	地域活動の記録	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1) 地域福祉会	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) おたがいさまネット	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3) 南足柄市身体障害者福祉協会	・・・・・・・・・・・・・・・・
2	地域福祉団体等アンケート結果	・・・・・・・・・・・・・・・・
3	社会福祉関係資源マップ	・・・・・・・・・・・・・・・・
4	地域福祉活動計画策定委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1) 委員名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 委員会設置規程	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3) 委員会設置要綱	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) 審議経過	・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5) 諮問文及び答申文	・・・・・・・・・・・・・・・・

本計画は、南足柄市制定の「地域福祉計画」と連携し、地域の福祉を推進する行動計画として策定しました。そのため地域福祉計画における「基本理念」及び「基本目標」を共通の認識のものとし、それぞれの役割を担い、協力し、共に南足柄市民のために活動していく指針となるものです。

第 1 章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

南足柄市社会福祉協議会（以下、「社協」という）は、地域住民による地域福祉の推進に向けた具体的行動計画として、「地域福祉活動計画」を策定しています。昭和61年（1986年）4月に「発展基本計画（第1次計画）」がスタートし、以降平成8年に「地域福祉活動計画（第2次計画）」、平成18年度から「地域福祉活動計画（第3次計画）」を策定しました。

平成28年度からは、「支えあい ともに生き 元気に暮らせるまち 南足柄」という基本理念のもと、「地域福祉を支える担い手づくり」「支援が必要な人を支える地域づくり」「適切な支援につなげる体制づくり」「安心・安全に暮らせる地域づくり」の4つを基本目標とした「地域福祉活動計画（第4次計画）」を策定しました。この第4次計画をもとに、地域住民や自治会、地域福祉団体、行政等と連携し、様々な地域の課題に取り組んでまいりました。

この間、少子高齢化の進展や人口減少、一人暮らしの増加、地域コミュニティやボランティアの担い手・あり方の変化、ICT（情報通信技術）の進展による人と人の関わり方の変化など、地域社会の様子も徐々に様変わりしています。それに伴い、地域の福祉課題もダブルケア（育児と介護の同時進行）やヤングケアラー（若年介護者）、引きこもりの長期化により中高年の子と高齢な親が同居する世帯が抱える課題（いわゆる8050問題）、家庭内暴力・虐待等、新たな問題も現れ、より個別化・複雑化・複合化している状況があります。

また、令和2年当初から新型コロナウイルス感染症の流行があり、地域福祉にも大きな影響を与えました。人々が集まることや関わり合うことが大きく制限される中で、地域活動の活性化や、地域の孤立しがちな方へのサポートの方法など、多くの分野で見直しを迫られています。この状況はすぐに改善されるとは考えづらく、収束したとしても以前と全く同じ状況に戻るとも限りません。

しかしながら、こうした状況の中で、新しい地域活動や新しい人と人とのつながりも生まれており、そういった新たな取り組みを地域住民が皆で共有し、推進することが求められています。

これらのことから、南足柄市の地域福祉の推進に向け、市民が自ら参画でき、行動でき、ともに地域を作るための行動計画が求められています。策定にあたっては、「地域福祉活動計画推進評価委員会」による評価・提言のほか、地域福祉会や地域の福祉団体、ボランティア団体等を対象としたアンケートにより意見を収集しました。こうしたご意見を十分に踏まえ、南足柄市が策定する「地域福祉計画」と基本理念及び基本目標を共有したうえで、地

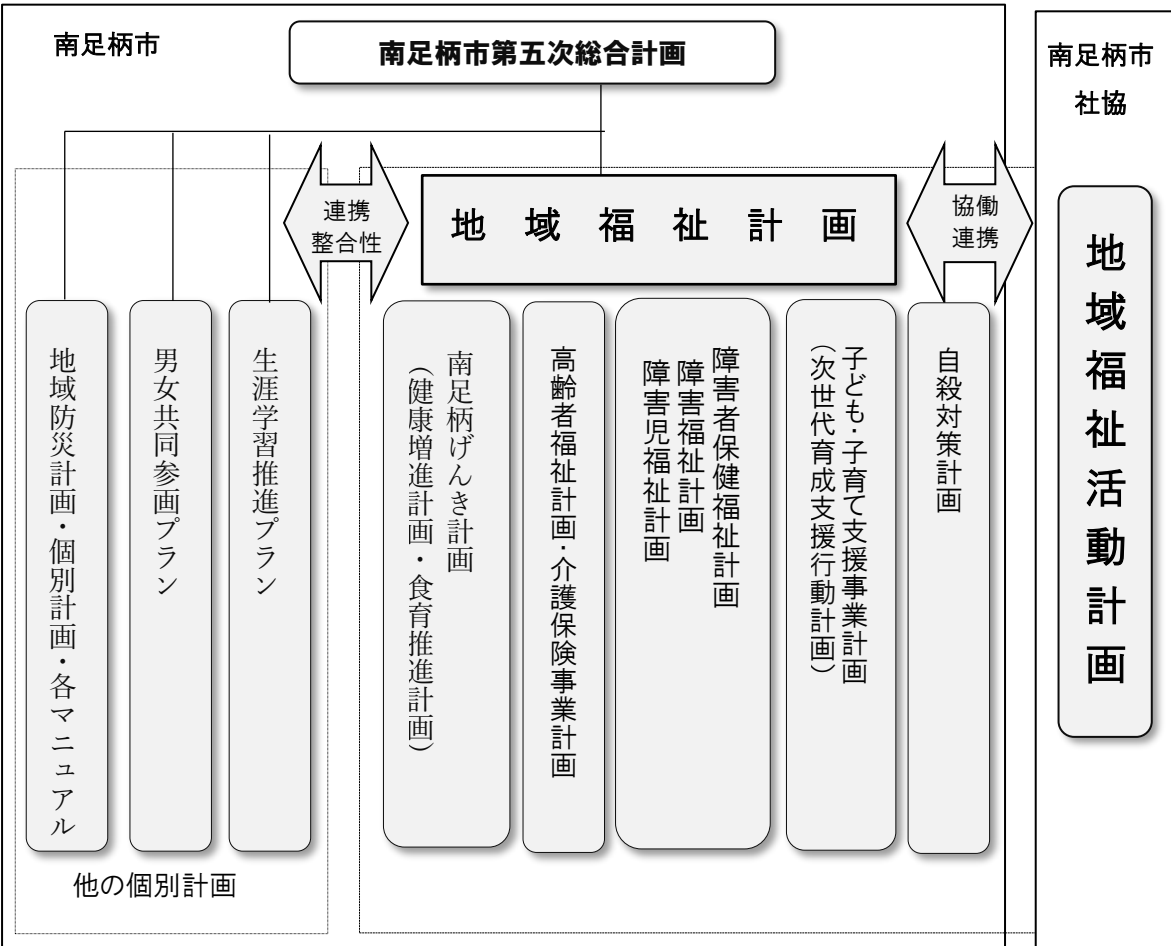
域福祉の行動計画として地域福祉活動計画（第５次計画）を策定いたします。

なお、当計画の期間は令和３年度から令和７年度までとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の状況等、近年は社会の流動性が高い状況であるため、計画期間中であっても地域に関わる様々な方のご意見を聴取し、現実に応じた計画となるよう、必要に応じて適宜見直しを実施いたします。

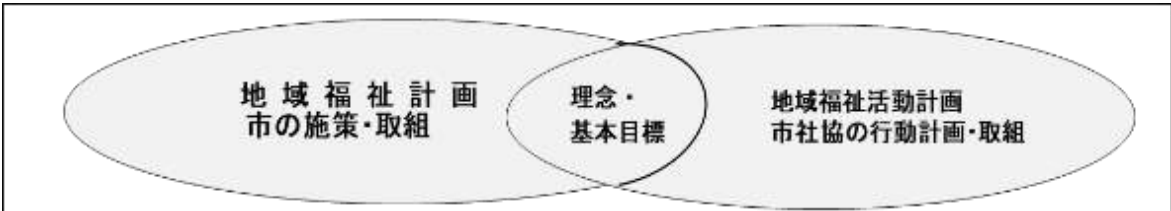
２ 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、本市の地域福祉を推進するため、市の策定する地域福祉計画と基本理念及び基本目標を共有し、社協が取り組む行動計画として策定しています。

【分野別計画・関連計画との関係】



地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、この二つの計画が連携し、車の両輪となることで、地域福祉が向上する大きな原動力となります。



3 社会環境の変化と国の動向

(1)社会環境の変化

日本の人口は、平成 22 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少に転じ、2020 年現在では約 1 億 2,589 万人となっています。この後も減少傾向が続き、30 年後には 1 億人を下回ることが予測されています。また、総人口が減ることと同時に、年少人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢化も急速に進んでいる状況です。家族の形も変化し、核家族化の進展、高齢者のみ世帯や高齢者の一人暮らしの増加が進んでいます。

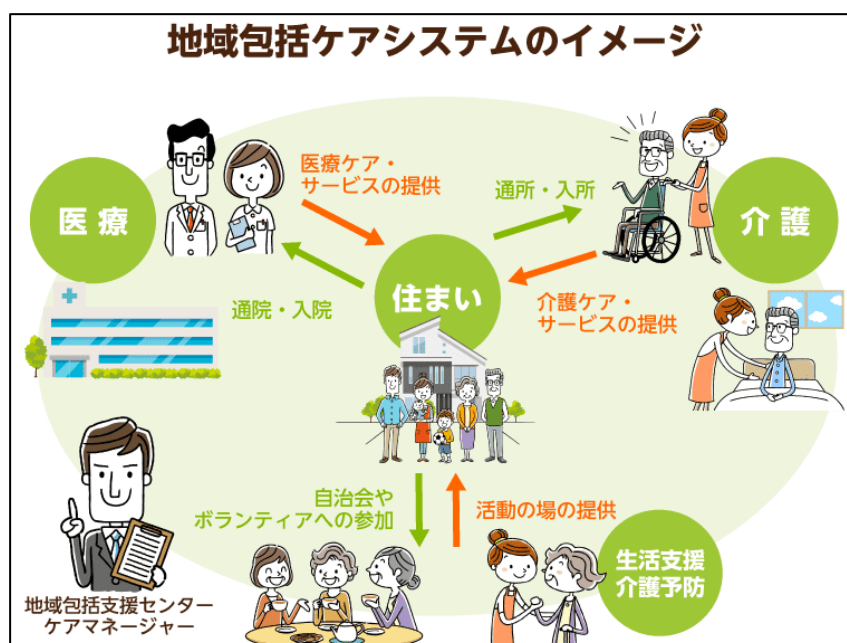
これらの変化から、経済活動・地域活動の担い手の減少、医療・介護・福祉サービス需要の増大や地域のつながりや地域への帰属意識の減少、交通等インフラの縮小などの問題も現れています。

人口減少する社会の中で地域福祉をより活発にしていくため、行政や既存の組織だけでなく、すべての住民が関わり、その力を活かせるような仕組みや取組みが求められています。

(2)地域福祉の動向

○地域包括ケアシステム

こうした社会環境の変化に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供されることを目指した「地域包括ケアシステム」の実現に国レベルでも取り組んでいます。



○その地域の良さを生かし、地域全体で困りごとを解決する仕組みづくり

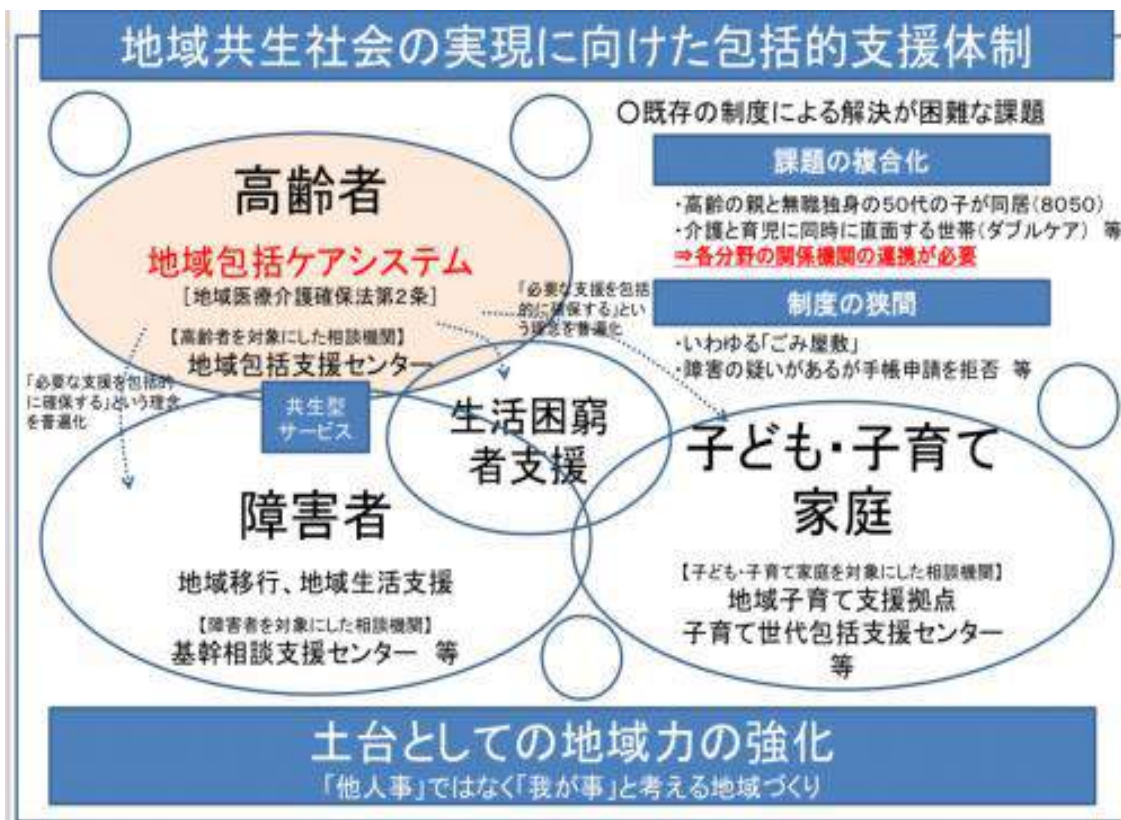
地域包括ケアシステムにより、高齢者を地域で支える仕組みづくりが推進されてきました。今日ではこの考え方を推し進め、高齢者に限らず障害や保育、生活困窮等も制度・分野ごとの「縦割り」を解消する取組みが進められています。

また、「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な個人や団体が参画し、人と人、人と資源とが世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、「地域共生社会」の考え方が提唱されています。

「地域共生社会」実現に向けた改革の骨格

(平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

- (1) 地域課題の解決力
- (2) 地域丸ごとのつながりの強化
- (3) 地域を基盤とする包括的支援の強化
- (4) 専門人材の機能強化・最大活用



○「重層的支援体制整備事業」の創設

地域の中での困りごとの内容は、経済的困窮や、就職困難、病気、住まいの不安定、家族の問題など多岐にわたっています。そのため、これまでのような縦割りの制度や対応では解決が難しくなってきました。そこで、市町村全体で支援が必要な方をサポートできるように、令和3年度施行の社会福祉法等の改正法案で、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

全国で共通の仕組みを作るのではなく、その地域に既にある関係団体などが積み重ねてきた実績を地域の強みとし、地域の実情に応じた仕組みづくりや取り組みが求められています。

○「重層的支援体制整備事業」の主な内容（3つの事業を一体的に実施）

- ①断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

4 南足柄市の状況

(1) 南足柄市の人口及び高齢化率の推移

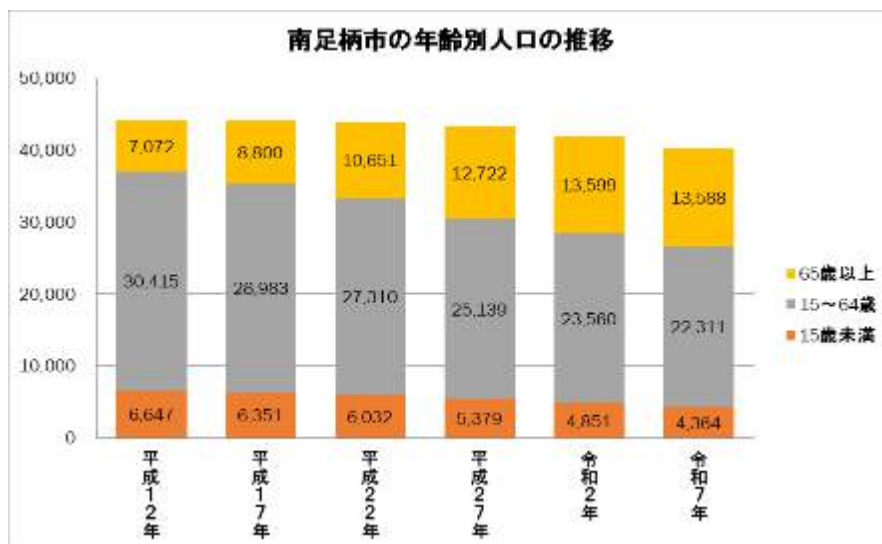
令和2年の南足柄市の総人口は42,010人でした。近年は微減傾向にあり、平成22年と比べると、この10年間で約2,000人減っています。

総人口のうち、65歳以上の人口は13,599人でした。平成22年と比較すると、総人口は減少していますが、65歳以上人口は反対に約3,000人増加しています。これに伴い、高齢化率は32.4%となり、概ね市民の3人に1人は高齢者となっています。全国的な傾向と同様、人口減少と少子高齢化が進展しています。今後もこの傾向は継続の見込みです。

人口及び高齢化率（単位：人、％）

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 7年
総人口	44,134	44,134	43,993	43,240	42,010	40,263
15歳未満	6,647	6,351	6,032	5,379	4,851	4,364
15～64歳	30,415	28,983	27,310	25,139	23,560	22,311
65歳以上	7,072	8,800	10,651	12,722	13,599	13,588
高齢化率	16.0%	19.9%	24.2%	29.4%	32.4%	33.7%

※高齢化率 総人口に占める65歳以上の人数の割合



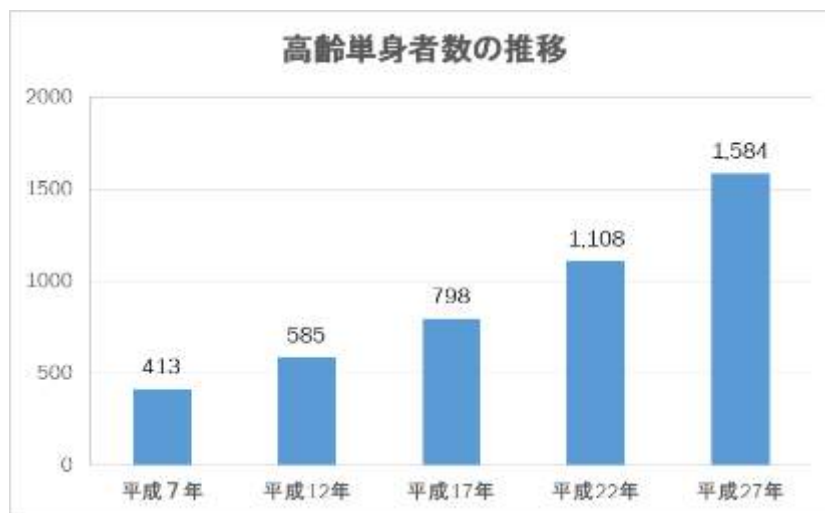
※令和7年は推計

(2)高齡単身者数の推移

人口の減少に対して、高齡者の一人暮らし世帯（単身世帯）数は、平成 12 年には 585 世帯でしたが、平成 27 年では 1,584 世帯と約 3 倍に増加しています。平成 27 年の時点で全世帯の 1 割が 65 歳以上の一人暮らし世帯ということになります。

高齡単身者数（単位：人）

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
高 齡 単 身 者 数	413	585	798	1,108	1,584



(3)高齡夫婦世帯数

夫婦ともに 60 歳以上の世帯は平成 27 年で 2,775 世帯あります。

	平成 22 年	平成 27 年
高齡夫婦世帯数	2,344	2,775

(単位：人)

※「高齡夫婦世帯」：夫婦ともに 60 歳以上の世帯

※南足柄市統計書（令和元年度版）をもとに作成

(4)自治会ごとの人口及び高齢化率

高齢化は、市の平均は 32.6%ですが、地区ごとにばらつきがあります。高齢化率が最も低いのは儘下自治会で 22.2%、最も高いのは地蔵堂自治会で 56.8%でした。

自治会ごとの人口及び高齢化率（令和 2 年 9 月末日時点）

地区	自治会名	総人口	65 歳以上人口	高齢化率	地区	自治会名	総人口	65 歳以上人口	高齢化率
南足柄地区	中沼	1,542	532	34.5%	岡本地区	和田河原	4,156	1,278	30.8%
	狩野	2,178	702	32.2%		駒形新宿	681	216	31.7%
	飯沢	1,486	543	36.5%		生駒	1,341	444	33.1%
	大雄町	215	77	35.8%		山崎	2,807	1,054	37.5%
	広町	1,201	405	33.7%		日向	926	349	37.7%
	関本	3,128	911	29.1%		日影	1,189	393	33.1%
	向田	881	284	32.2%		台河原	1,770	643	36.3%
	雨坪	1,041	251	24.1%		板屋窪	83	45	54.2%
	福泉	671	233	34.7%		岩原	3,911	1,228	31.4%
	弘西寺	371	105	28.3%		沼田	1,957	617	31.5%
	苅野	403	182	45.2%		三竹	268	119	44.4%
福沢地区	班目	643	281	43.7%		矢佐芝	42	20	47.6%
	千津島	853	288	33.8%		いずみ	328	146	44.5%
	儘下	2,436	540	22.2%		グリーンヒル	630	275	43.7%
	竹松	1,632	499	30.6%	北足柄地区	内山	725	300	41.4%
	下怒田	1,644	383	23.3%		矢倉沢	282	130	46.1%
	上怒田	294	126	42.9%		地蔵堂	44	25	56.8%
						合計	41,759	13,624	32.6%

(5)障害のある人の状況

障害のある方の状況は、身体障害者手帳所持者数は横ばい、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

障害のある人の状況（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
身体障害者手帳所持者 （合計）		1,336	1,382	1,408	1,358	1,345	1,341
	18歳未満	22	23	23	19	17	14
	18～64歳	333	357	385	334	321	317
	65歳以上	981	1,002	1,000	1,005	1,007	1010
療育手帳所持者（合 計）		262	290	308	324	348	360
	18歳未満	72	86	93	98	104	101
	18～64歳	174	187	201	211	228	242
	65歳以上	16	17	14	15	16	17
神障害者保健福祉手帳 所持者（合計）		198	193	234	236	264	257
	18歳未満	2	3	4	5	6	5
	18～64歳	173	162	197	197	222	211
	65歳以上	23	28	33	34	36	41

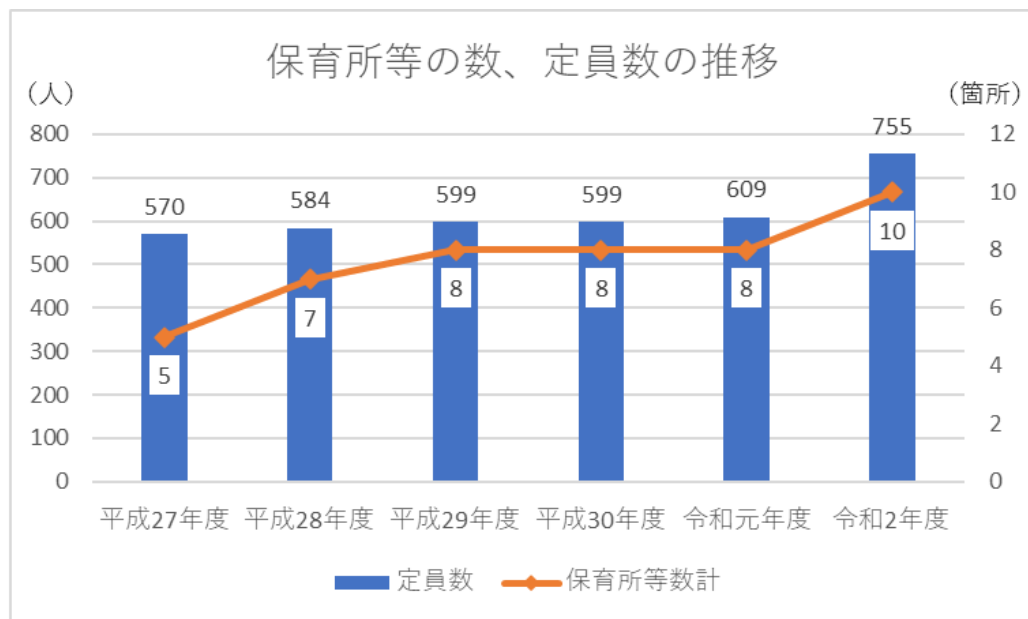
資料出典：南足柄市福祉課（各年4月1日）

(6) 保育所等の数、定員数の推移

保育所等の数は、令和２年度は１０ヶ所でした。平成２８年以降認定こども園と地域型保育事業が開所したことから５年間で２倍となりました。それに伴い、定員数も令和２年度は７５５人となり、平成２７年度と比べ１８５人の増員となっています。

保育所等の数、定員数（単位：人、箇所）

	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度
定員数	570	584	599	599	609	755
保育所等数計	5	7	8	8	8	10
保育所	5	5	5	5	5	5
認定こども園			1	1	1	2
地域型保育事業		2	2	2	2	3



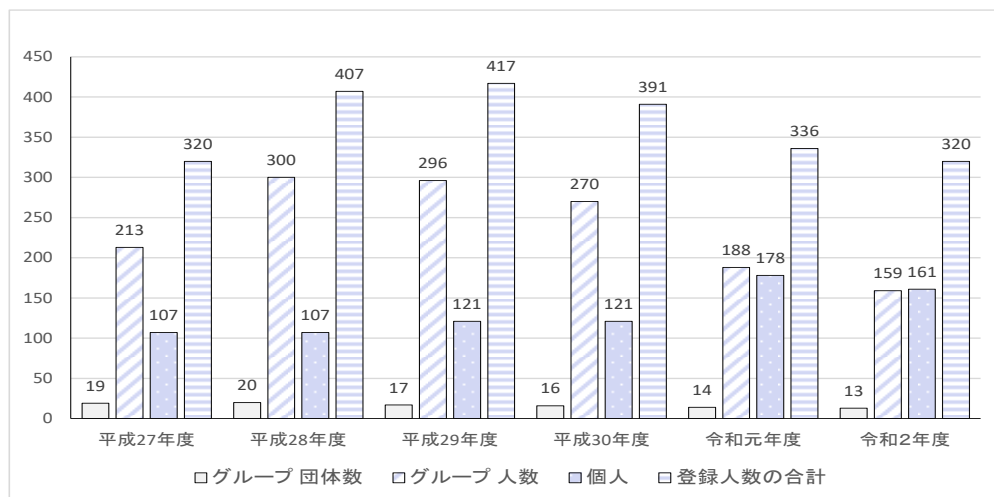
資料出典：南足柄市子ども課（各年４月１日）

(7) ボランティア団体等の状況

近年のボランティア団体、個人の登録状況は下記の通りです。ボランティア団体等は、団体数、人数とも減少していますが、個人の登録人数は、増加傾向にあります。

ボランティア登録団体数／人数、個人登録者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
グループ	団体数	19	20	17	16	14	13
	人数	213	300	296	270	188	159
個人		107	107	121	121	178	161
登録人数 の合計		320	407	417	391	336	320



(8) 生活保護の状況

平成 27 年度から令和 2 年度までの生活保護の状況をみると、生活保護世帯数、人数、保護率ともに増加傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
世帯数	274	280	291	289	307	306
人員	343	346	369	367	373	372
保護率	7.93%	8.03%	8.65%	8.65%	8.88%	8.98%

※「‰」・・・パーミル 1000 分の 1 を 1 とする単位



資料出典：南足柄市福祉課（各年4月1日）

南足柄市内の状況を全般的に見ると、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、今後も同様の傾向が見込まれています。また、生活保護世帯も増加傾向にあります。そのため、こうした方たちに向けた「介護サービス」や、見守り、移送サービスなどの「生活支援」サービスが今まで以上に必要になることが予想されます。また、高齢化に伴い認知症等によりコミュニケーションが困難な状態になったり、判断能力が低下した方の人権が適切に守られるように、権利擁護のための仕組みや取り組みが必要になります。

一方、これからの時代において、高齢者はこれまでに培った知識や経験を生かして地域活性化の中心的な役割を担うことを期待されています。また、高齢者だけでなく、様々な背景や個性を持つ多様な市民が、それぞれの強みを生かしてともに良い地域を作っていくため、一律ではなく地域や個人に根差した支援が求められています。

南足柄市でも、既に多くの方が地域自治会や地域福祉会活動のほか、ボランティア活動、まちづくり、仕事づくり、健康・生きがいづくり、人と人とのつながりづくりなど、様々な活動を実践しています。

こうした南足柄市の状況を踏まえ、社協が取り組む行動計画としての「地域福祉活動計画」では、「地域の活動の支援・連携」「総合相談の充実」「権利擁護の推進」を活動の柱として、積極的な取り組みを市民の皆様とともに推進していきたいと考えています。

第2章 第4次活動計画の総合評価

第4次活動計画（平成28年度～令和2年度）は、地域福祉活動計画推進評価委員会により、地域福祉活動計画の動向において、どのくらい進行しているか、達成しているかなどの評価が行われています。

地域福祉活動計画推進評価委員会とは、評価と共に福祉政策の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを提言します。委員は学識経験者や行政職員により構成されています。

○南足柄市社協地域福祉活動計画（平成28～令和2年度）令和元年度評価まとめ

基本目標	(重点項目)		
	○学校と地域・社協が連携した小中高生のボランティア活動の創出と福祉教育の推進		
	○新たなマンパワー開拓のための専門相談窓口の設置と情報発信の強化		
	○住民懇談会や地域診断等の企画実施の支援		
	○地域福祉会等の団体同士のコラボレーション活動(サロン活動や世代間交流等)		
1 地域活動を支える担い手づくり	基本施策	取組	
	1 地域に目を向け参加・参画する人の養成	①	福祉活動を担う次世代の育成
		②	新たなマンパワーの発掘と養成
	2 NPO・ボランティア活動等の推進	①	ボランティア活動のきっかけづくりと情報発信の強化
		②	専用の相談窓口設置によるコーディネート機能の強化
	3 地域の活動基盤の充実	①	地域の強み課題を地域住民が知り、共有していくための支援
		②	地域の団体同士のコラボレーション活動の支援
総 合 評 価			
○住民の「何かをやりたい」、「参加して楽しい」、「健康を維持したい」という気持ちを大切に して、住民主体の活動を展開するためには、次に掲げる事項を重視する必要がある。			
① ボランティアや地域福祉会等の地域福祉活動を情報発信し、住民から「見える」ようにする。			
② ボランティア活動や地域福祉活動を行う人たちの相互交流を図る。			
③ 地域福祉活動に関心をもち、参加するきっかけとなる仕組みをつくる。			
④ 地域の特性を踏まえ、地域福祉活動を活性化するための議論の場をつくる。			
⑤ 地域ごとにある団体の横の連携を図り、それぞれの団体の活動を活性化する。			

今後、社協は、自らの活動が見える化するとともに、ボランティアセンターの見える化に努め、活動したい方が相談できる窓口を開設し、地域福祉活動の担い手を増やすための施策を積極的に展開する必要がある。

また、現在、活動されているボランティアの方々には、さらに充実した活動につながるよう、先進的な実践事例の紹介やステップアップ研修等を実施してほしい。こうした取り組みする中で、ボランティア個人とセンターが情報を共有しながら次の活動につなげていく取り組みを期待したい。

○次世代の育成のために福祉教育に取り組むことは重要であり、寺子屋事業や小中学校で行っている体験型の学びの場は有効である。

社会福祉大会において、地域での実践活動をととして学んだことを発表する機会を増やすとともに、参加者が新たな学びを得て、より良い活動が地域に浸透していくことを期待したい。

また、障害のある子もない子と一緒に過ごせる機会を持つことは福祉教育につながるため、プログラムに留意しつつ、取組を進めてほしい。

基本 目標	(重点項目)		
	○福祉総合相談窓口の開設		
	○個と地域の一体的な支援		
	○中学校区エリアでの住民による生活支援活動の組織化とサポート体制の確立		
	○住民が身近で利用しやすい地域資源を活用した居場所づくり		
2 支 援 が 必 要 な 人 を 支 え る 地 域 づ く り	基本施策	取組	
	1 地域におけるセーフティーネットの構築	①	福祉総合相談窓口の開設
		②	個と地域の一体的な支援
		③	広域(地区単位)で協働する活動支援
	2 顔の見える関係づくりの推進	①	みんなの居場所づくり
		②	地域資源を活用した居場所づくり
総 合 評 価			
○地域住民の総合相談窓口については、制度上、地域包括支援センターとなっていることから、こうしたセンターと連携しながら社協独自の相談体制を検討する必要がある。 今後、重層的な支援体制の整備が求められるなか、権利擁護や生活困窮者に関わる相談など、新たな地域課題に対して、行政と連携した相談機能の構築を期待したい。 ○「地域の居場所づくり」は重要である。地域内にどのくらい、どのようなサロンが開催され、機能をしているのかを評価しつつ、次の取組につなげてほしい。			

基本目標	(重点項目) ○足柄上地区連携による権利擁護推進センター(仮称)の設立 ○インターネット等の広報媒体を巧みに活用した情報発信の強化 ○行政との懇談会の定期開催 ○地域福祉を推進する社協組織の基盤づくり		
3 適切な支援につなげる体制づくり	基本施策	取組	
	1 福祉サービスの充実	①	福祉総合相談窓口の開設
		②	個と地域の一体的な支援
	2 福祉情報の提供体制の充実	①	広域(地区単位)で協働する活動支援
	3 地域福祉の推進体制の強化	①	みんなの居場所づくり
②		地域資源を活用した居場所づくり	
総 合 評 価			
○社協が実施する様々な事業は、基本理念に則って運営されることが必要であり、それを職員一人ひとりが理解していることが重要である。事業評価については、個別の事業ごとに収支の健全性を確認するとともに、利用者満足度調査の結果や日頃寄せられる利用者の声を真摯に受け止め、職員で共有し、サービスの改善に努めてほしい。 ○社協は、地域住民や民間事業者、ボランティア団体等からの意見・要望を聴き、多様化する地域ニーズを的確に把握し、行政、企業等の様々な部門と連携しながら地域づくりを進めることが期待されている。その期待に応えるために、社協の認知度を高めるとともに、企業や地域住民からの信頼を得ていくことが大切である。ホームページや広報誌等により事業内容を分かりやすく広報するとともに、企業の社会貢献部門との連携強化を図るなど、新しいチャレンジを期待したい。 ○広報誌については、市民に親しみやすい紙面の工夫などの改善努力が認められるが、さらに様々な層の市民に情報を届けるためには、常に「市民に必要な情報を提供できているのか」と振り返ることが重要である。情報発信の方法は多岐にわたるため、広報誌やSNSなど、それぞれのメディア特性に応じて使い分け、効果を考えて使用してほしい。 ○社協の会員は組織の根幹をなすものであり、市民の理解を得て財務基盤の強化を図るためにも事業の実施状況やそれに伴う収支状況などの情報を公表することが必要である。 ○会費の使い道については、地域福祉会の活性化に向けて積極的な支援を行い、その結果についても、きちんと公表するなど、情報開示の徹底を期待したい。 ○社会福祉大会では、地域福祉会との連携と協力のもと、地域での福祉活動にスポットを当てることが望ましい。さらに地元の小中学校と連携して地域での福祉活動を学ぶ機会とすることが有効である。			

基本 目 標	(重点項目)		
	○災害ボランティアに関する意識啓発、地域や技術を習得する場づくり		
	○車いす生活者や寝たきり高齢者等への移動支援(ハンディキャブ事業)の推進強化		
	○地域ネットワークを利用した見守り活動の推進		
	○生活課題から新たな生活支援事業の研究開発		
	○生活困窮世帯への相談及び更生支援(各種貸付資金)		
	○障害者や高齢者が地域で自立した生活ができるための事業の推進(日常生活自立支援事業、法人後見事業)		
4 安全・安心に暮らせる地域づくり	基本施策	取組	
	1 地域ぐるみでの防犯・防災の推進	①	災害ボラグループの立上と必要機材の整備
		②	災害ボラセンター等、当事者団体との災害事業共催訓練
		③	地域での見守り、声掛け活動
	2 安心して生活ができる環境整備の推進	①	多様化する地域住民の福祉ニーズへの対応
		②	生活困窮世帯等に対する総合相談支援体制の構築
		③	あんしんセンター事業の推進
総 合 評 価			
○災害ボランティアセンターの運営 通常のボランティアセンターに加え、災害時での運営について検討し、災害ボランティア活用の仕組みを構築するとともに、日頃から、いざという時に備えて訓練する必要がある。			
○多様化した地域ニーズに対応するため、これまで幅広い福祉サービスを提供してきたが、利用者が少ない事業については、ご利用者のニーズに対応しているのか、行政施策で行うべきものか等、その必要性を検討してほしい。事業を廃止する場合においては、現在までに培ったノウハウや物品等を他の事業で活かすことを検討してほしい。			
○今後、新たに発生する地域ニーズについては、適切に把握し対応することが求められるが、社協が主体となて行うだけでは限界がある。そこで、地域住民の力を借りて地域課題を解決する手法を検討してほしい。例えば、社協が「地域福祉活動の情報プラットフォーム」を構築し、地域住民がそのプラットフォームの上で様々な情報を入手したり、提供できるようにすれば、住民参加で地域の福祉力を高めることが期待できる。			
○認知症に関する施策は重要であり、地域ぐるみで対応する必要がある。認知症サポーター養成講座を受けた方々に対して、地域でどのような活動の場を提供することができるのか、関係機関と連携して検討してほしい。			

第3章 計画の概要

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行、近所づきあいの希薄化等に伴い地域社会が大きく様変わりしていく中、東日本大震災という未曾有の災害を体験し、さらに南海トラフ巨大地震への対策、頻繁に起きている集中豪雨による浸水被害の危険性等が叫ばれる中で、地域の支え合いの力が再認識されています。

阪神淡路大震災の際、行政だけでは被災者を支援しきれず、民間サイドが協力しながら支援した経験から、市民活動は行政が担ってきた領域を補完する能力を持ち、地域課題の解決や地域を活性化させるには、行政だけではなく、地域住民の力が不可欠であることが広く社会的に認識され「地域力」が提唱されることとなりました。

本計画では、市民一人ひとりが地域の中での自分の役割を果たし、お互いに支えあい、だれもが住み慣れた地域でやすらぎのある生活を生涯にわたって続けていけるよう、また、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、子どもから高齢者まで、いつまでも健康で、人がつながりあい、支えあうまちづくりを推進します。

「基本理念」

いつまでも健康で

人がつながり支えあうまち 南足柄

2 基本目標

基本理念「いつまでも健康で 人がつながり支えあうまち 南足柄」の実現をめざして本計画の基本目標を次のとおり設定します。

基本目標 1 ひとづくり

基本目標 2 地域づくり

基本目標 3 体制づくり

3 計画の体系

社協の地域福祉活動計画は、市の策定した地域福祉計画の基本理念及び基本目標を共有し、南足柄市の福祉推進に向けて社協が取り組むべき行動計画です。

基本目標の実現を目指した「施策」及び「主な取り組み」については、地域福祉計画の施策を踏まえつつ、社協と地域住民が取り組むべきことが明確になるように、再構成しています。

基本理念	基本目標	施策
いつまでも健康で 人がつながり支えあうまち 南足柄	1. 人づくり	(1) 地域活動に参画する担い手の養成 (2) NPO・ボランティア活動等の推進 (3) 地域におけるネットワークの強化
	2. 地域づくり	(1) 人と人との結びつきの推進 (2) 地域におけるセーフティーネットの構築 (3) 人権の尊重と権利擁護の充実 (4) 地域共生の社会づくり (5) 自助、互助、共助による防災体制の構築
	3. 体制づくり	(1) 相談体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 障害者の自立支援 (4) 生活困窮者の自立支援

主 な 取 組

- (1) 福祉教育の推進（大人向け、子ども向け）、介護人材の育成、地域の助け合い活動のサポート
- (2) ボランティア活動の推進、ボランティアの養成・フォローアップ
- (3) 地域の福祉活動状況調査、地域の福祉関係団体・職種間の連携推進

- (1) 人が集う場の活性化、地域情報の発信、地域福祉会の活動支援
- (2) 保証人や死後事務に関する支援、認知症の方の支援
- (3) 権利擁護の推進、成年後見人制度の普及啓発と利用促進
- (4) 住民同士の助け合いの仕組みづくり、活動団体支援
- (5) 災害ボランティアの育成、被災時に地域で支えあう仕組みづくり

- (1) 相談に対して総合的に対応できる体制づくり、部署間や関係団体の連携推進、制度の狭間にある課題解決の仕組みづくり
- (2) 福祉サービスに関する情報提供、介護人材のすそ野拡大
- (3) 障害のあるなしに関わらず、誰もが社会の中で働く場や居場所が持てるような環境づくり
- (4) 生活困窮者に対する食糧支援や資金貸付、生活再建に向けた相談支援体制の確立

第4章 実施計画

基本目標 1 ひとつづくり

施策（１）地域福祉に参画する担い手の養成

地域の様々な福祉活動を中心となってリードしてくれる人材がもっと増えるように、学習の機会や活躍の場を作ります。

【目指す 5 年後の姿】

- 次世代を担う子どもたちが福祉に触れて、福祉に関心をもてる
- 福祉活動に参画する人材が増える
- 福祉学習講座を受講した人が講座の担い手になれる
- 障害のある人もない人も活動できる場がある

（数値目標）

事業名称	評価指標	令和元年度 実績	令和 7 年度 目標
寺子屋事業	ボランティア参加人数	115 人	130 人
	子ども、保護者等の参加人数	159 人	180 人
ふれあい出前 講座	講座開催数	29 回	35 回
	参加者数	808 人	1,050 人

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・地域住民、子どもたちが「ふくし」「地域活動」に関心をもてるきっかけとなる事業を行う
- ・これまで参加がなかった住民層への働きかけ
- ・認知症に関する理解を深めた人材の育成
- ・障害のある方もない方も一緒に学べる、活動できる事業を行う
- ・障害当事者の方が参画した福祉教育の場をもち、知り合う機会をもつ
- ・「ふくし」の仕事につくきっかけとなる事業を行う

【地域住民へのメッセージ】

- ・お住まいの地域で開催されるふれあい出前講座などの情報をチェックし、興味がある講座に家族や友人、近隣の方も誘って参加してみましょう。
- ・子どもと一緒に寺子屋に参加し、遊びを通じて様々な体験をしながら福祉について学びましょう。
- ・皆さんの仕事や社会活動、趣味などから得た様々な知識・技術・経験を地域で生かしていくため、ボランティアや講師として活動してみましょう。

□関連事業の体系□

福祉教育事業	大人向け 地域向け	ふれあい出前講座
		ボランティア講座
		就労する人材育成 （介護に関する入門的研修、実習生の受入、実務者研修の開催検討）
	子ども向け	学校で実施する福祉教育 寺子屋事業 （障害のある子どもと一緒に過ごせる場づくり）
おたがいさまネット		

【活動紹介】

○寺子屋事業

学校の長期休暇期間中に地域の居場所として「寺子屋」を開き、子どもたちの居場所を作りつつ、福祉に関する興味関心を高める体験型の学びをしてもらう事業です。



寺子屋「ハッピーパン教室」の様子（令和元年夏）



寺子屋「車いす探検 大雄山線に乗る」の様子（令和2年夏）

〇ふれあい出前講座

健康、福祉や防災など生活に役立つ様々なプログラムの講師を派遣する事業です。



狩野自治会「認知症と予防」出前講座の様子（令和元年 12 月開催）



「ふれあい出前講座」新型コロナウイルス感染症の影響と対策

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け大幅な活動縮小を余儀なくされました（講座開催数 2 回、参加人数 61 人）。令和 3 年・4 年度も、引き続き地域活動の縮小傾向が続くとみられます。

今後の方針として、地域活動が再開するまでの間は「講師出張形式」から「オンライン形式」で展開するなど、幅広い講座の在り方を検討します。また、今後、地域福祉会以外の地域団体へも、積極的にホームページや SNS などを通して、講座の案内や活動報告等の広報活動を行い、令和 5・6 年度までに、過去の水準まで回復させることを目指しています

施策（２）NPO・ボランティア活動等の推進

地域で活動しているNPOやボランティアを、ボランティアセンター等を通じてサポートし、市民の皆さんが参加しやすい環境を作ります。

【目指す５年後の姿】

- ボランティアセンターの存在が住民に知られている
 - ボランティア活動が住民に見える存在になっている
 - ボランティア活動や地域活動に参加する人が増える
 - 「寄付」→「活動」→「広報」→「寄付」のサイクルづくりができる
- （数値目標）

事業名称	評価指標	令和元年度 実績	令和７年度 目標
ボランティア センター	ボランティア 登録人数	336 人 うちグループ所属 188 名 個人 178 名	令和３年３月 末時点と比べ て、30 名増加
	ボランティア 活動件数	302 件	350 件
	ボランティア 活動人数	601 人	650 人

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・ボランティアに参加するきっかけづくり
→ボランティア講座、ボランティア活動に関する情報発信
- ・よりボランティア活動をしたくなる仕組みづくり
→ボランティアポイント等、特典の導入
- ・ボランティア講座のステップアップ研修の仕組みづくり
- ・ボランティア活動場所の開拓
- ・認知症に関するボランティア活動の展開を検討する

【地域住民へのメッセージ】

- ・ボランティアなどに興味を持ったら、各種講座に参加してみましょう。何かから始めるか迷ったら、まずは社協のボランティアセンターに相談してみましょう。
- ・自分の空き時間を使って、地域清掃や見守りなど、地域活動に無理のない範囲で小さなことから取組んでみましょう。

- 家族や友人、近隣の方も誘って活動の輪を広げていきましょう。

【活動紹介】

○ボランティアセンター運営

ボランティア活動をしたい個人・団体と、ボランティアをしてほしい人に対して、情報提供とコーディネートを行っています。ボランティア活動希望者はボランティアセンターに登録します。ボランティアの派遣依頼があった場合は、内容をもとに登録者に依頼します。ボランティアする人も、してほしい人も気持ちよく活動／利用できるようにサポートを行います。

○ボランティア講座

ボランティア活動を始める方に向け、ボランティア養成講座を開催しています。



2020 年夏休み「自分だけのマスクを作ろう！」



ボランティア養成講座

【ボランティアインタビュー①】



菅原 理喜雄さん *Rikio Sugawara*



所属／神奈川県無線救急
赤十字奉仕団、電波適正
利用推進員、社協登録災
害ボランティアほか

社協との出会い

子どもたちに電波の大切さを伝えるためのボランティア活動をしている中で、市主催の夏休みの子どもたちを対象にしたラジオ教室が1度きりで終わってしまい、社協へ相談したら「夏休みしゃぼんだまの会」の先生として声をかけてもらったんだ。

その後も、社協の「寺子屋」のプログラムのひとつとして、仲間と共に電波教室を開いているよ。

つながりを実感した瞬間

社協の登録災害ボランティアとして、寺子屋の防災教室に参加したとき、以前ラジオ教室に来てくれた子どもが「こんにちは」と声をかけてきてくれて嬉しかったな。つながりが、後になって実感できた瞬間だったんだよね。普段からこういうつながりがあると、災害時にも役に立つと思っているよ。



ボランティアカフェの様子

【ボランティアインタビュー②】

“楽しくやる！”
をモットーに！



壺下地域福祉会 会長

石川 保 さん

Jamotsu Ishikawa



「ハッ」と気づかされた出来事

6年くらい前に、茅ヶ崎市ボランティアセンターへ視察に行ったんだ。茅ヶ崎では、生活支援活動をベースに、その拠点が居場所（サロン）にもなっている。その時、「福祉って、こんなこともできるんだ」と驚いたのと同時に、「なんで南足柄には無いんだろう？」と疑問がふと沸いたんだ。福祉会は高齢者への【接待】の要素が強かったけど、それだけじゃないんだって気づかされたんだ。

「例年通り」を変えたい

将来、自分自身が「日常のちょっとした困りごとを解決するための仕組みがあるといいな」と思って、『生活支援活動』の立上げを視野に、700世帯程ある自治会員に、困りごとを把握する為のアンケート調査を行ったんだ。

そうしたら、中には「今はお手伝いできないけど、仕事や介護が 終わったら協力したい」、というコメントを書いてくださる方が多くて驚いたよ。

やりたいこといっぱい！地域は宝箱

壺下を元気にしていくために、これからは次世代を担う子どもに昔からの習わしを伝えるために、ふれあいを大切にしたい事業を行ったり、その親世代が気軽に地域のことを知ってもらえるように壺下のホームページを製作してみたり、やりたいことがたくさんある。

やるなら楽しくやらなくちゃね。

毎年同じことをやってもダメだと思うんだ。



施策（３）地域におけるネットワークの強化

地域福祉や地域活動について多くの方が関心を持ち、参加・活躍の場が持てるように、地域住民や福祉関係団体間の連携・協力を進めていきます。

【目指す５年後の姿】

- 地域にある団体がネットワークをもち、互いに協力しながら地域で活動できる
- 地域にある団体がやりがいを持ち、団体役員の負担感が軽減される
- 社会福祉施設、事業所同士の連携を模索し、災害時の活動、住民への啓発活動、職員研修等を一緒に行える
- 地域にある福祉事業所同士が活用できる人材バンクがある

（数値目標）

事業名称	評価指標	令和元年度実績	令和３～７年度目標
地域の状況調査	地域診断の実施	未実施	毎年１か所ずつ、自治会ごとの調査（地域診断）を実施。 ※その際には、社協だけではなく、地域住民も一緒に参加して実施する。

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・地域の状況調査の実施（地域診断）
 - １年に１か所程度の調査を実施し、課題を住民と共有。次の活動につなげる
- ・地域活動の拠点として、空家の使用を検討する
- ・社会福祉施設、事業所にて連携できる内容の模索、検討
- ・介護のチカラで南足柄を一番にする会～NEXT10の活動推進
 - 介護職の有志団体の活動をボランティアセンターにて推進
- ・足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会の継続開催
 - 福祉職が地域で同じ気持ちをもって活動するための基盤づくり、情報共有の場となる

【活動紹介】

- 介護のチカラで南足柄を一番にする会（NEXT10(ネクストテン)）

介護職有志の団体であるNEXT10との連携により、職場を超えた研修の場、交流の場を作っています。

NEXT10は、経営母体や種別が異なる事業所や施設で働く介護職員の有志が立ち上げた団体です。名称やミッション、活動指針を決めるのに、数か月を要しました。NEXT10という呼び名には、10年後には、「南足柄は“介護”が一番」といえるようにしたい、という気持ちが込められています。

課題を抱えがちになる介護職員に向け、問題の解決に近づけるような方法を提示していくという、実践的な勉強会を開催しています。仕事を終えた介護職員が集まり、真剣に学びながら、課題や悩みを共有する和やかな雰囲気にあふれています。

コロナ禍において、しばらく活動を休止していましたが、令和2年夏からLINE（ライン）Facebook（フェイスブック）といったSNSを使ったアンケート調査などの活動を再開。1月には勉強会「現場の“困った”を解決します～認知症編」をZoom（ズーム）開催。予想を越える参加があり、NEXT10の存在が根づいてきていることを実感しました。



ホワイトボードミーティング（令和元年8月開催）



シンポジウム「あなたの考える介護のプロとは？」（令和元年9月開催）

○足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会

足柄上地区で活動する法律家、福祉関係機関、高齢・障害など幅広い分野の事業所・施設関係者が一堂に会することで、顔の見える関係づくりができ、普段の業務の一助となること、また「権利擁護」という言葉が示すものは何かを考え、より積極的に、利用者自身が自分の権利を行使できる環境を作っていく会です。

平成25年より開催し、31回を数えます。高齢、障害、地域福祉などジャンルにとらわれず、幅広いテーマを取り上げてきました。令和2年はコロナ禍で初めてZoomで実施、遠方の方でも参加できるようになり、今後も積極的に新たなテーマを取り上げていきます。



○社会福祉大会の開催

社会福祉への功労や社会福祉活動に協力援助された団体や個人の方に対し、その長年の功をたたえる場として、年1回社会福祉大会を行い、表彰と感謝の意を表しています。各地域福祉会をはじめ、多数のボランティア団体の皆様にご参加いただき、取り組んでいる社会福祉活動をお互いに知り合う機会となりました。



令和元年度 社会福祉大会の様子

基本目標 2 地域づくり

施策（１）人と人との結びつきの推進

地域福祉社会や地域のサロン活動など、草の根レベルの活動支援を通じて、様々な人と人がつながる機会を作ります。

【目指す 5 年後の姿】

（人が集う場に関して）

- コロナ禍で縮小した人同士のつながりが、再度構築される
- 身近なところにサロンの集える場があり、気軽に立ち寄れる
- 参加しやすい工夫がある（参加しやすい内容、移動手段、感染症の予防等）

（情報発信について）

- 世代ごと、対象者ごとに有効な情報発信手段がもてる
- ホームページ、SNSが活用でき、様々な人のつながり方ができる

（地域福祉社会について）

- 地域福祉社会の存在が地域で知られている
- 自治会ごとに地域の特色を生かした福祉活動ができる

（数値目標）

事業名称	評価指標	令和 2 年度 実績	令和 7 年度 目標
地域サロンの運営支援	サロン（年間開催回数 3 回以上）の数	地域によって異なる（※1）	地域ごとに 3 か所増える
	サロンの開催地域	21 地域	30 地域
社協広報	ホームページへの月間訪問者数	月平均 1,360 人	3,000 人以上
	フェイスブックのフォロアー数	87 人	300 名以上

※1 令和元年度は 25 サロン計 275 回開催

【実現に向けた社協の取り組み】

（人が集う場に関して）

- ・コロナ禍で、人同士のつながりを再度つなげられるような場づくり、団体への働きかけ
- ・移動手段についての検討

（情報発信について）

- ・ホームページは情報量を増やしつつ、youtuhu での動画配信など、見やすさ・わかりやすさ重視の改修
- ・フェイスブックは日々の活動をアップ。ツイッターは主に災害時に使用。社協から発信し、ホームページの閲覧数を増やすための取り組み
- ・ホームページ・SNS で画像、動画をより活用するため、撮影ボランティアの活動促進
- ・社協広報誌は画像を多く、参加型の誌面作成
- ・住民にモニタリングしてもらう機会をもち、取組の見直しを実施

（地域福祉社会について）

- ・地域福祉社会に関わる情報の積極的な発信
- ・地域団体間での活動連携支援

【地域住民へのメッセージ】

- ・新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底しつつ、サロンや地域福祉社会等の活動との両立を進めましょう。
- ・社協や地域団体のホームページ、フェイスブック、ツイッター等の SNS を一度覗いてみましょう。

【活動紹介】

○情報発信

広報紙、ホームページ、フェイスブック、ボランティア向け情報誌「かわら版」などにより、社協の活動内容や地域活動、相談窓口等、様々な情報を発信しています。

社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会

お知らせ一覧 分類別メニュー アクセス お問い合わせ facebook

支え合い ともに生き 元気に暮らせるまち 南足柄

〒250-0105 神奈川県南足柄市関本 403-2 りんどう会館内
☎ 0465-73-1575
受付時間：平日 8:30～17:15 土日・祝祭日・年末年始を除く
住み慣れた地域で誰もが安心して元気にその人らしく
生活できる社会の実現を目指して

最近の投稿

2021年1月19日 **【記事】** 介護のチカラと関係性を一画にする会（NEXT10）からのお知らせ

2021年1月14日 **【記事】** 南足柄市社会福祉協議会 認知症対策推進

社協広報誌
 社協みなみあしがらが
 かわら版&たから版

あんしんセンター
 あなたの暮らしを
 支えます

地域包括支援センター
 高齢者の生活が
 安心できる地域で
 いるよう支援を
 します

ボランティアセンター
 ・ボランティアをやってみたい！
 ・ボランティアを募集したい！
 ・ボランティアで困ったとき
 など、ボランティアに関する様々な
 情報を提供します。

就労継続支援B型事業所
 （ワークピアさつき、アースエコー）
相談支援事業所
 （自立サポート
 センタースマイル）

移送サービス バンディ
 介護、入退院
 移送サービス
 高齢者の入退院
 など、行ってまいります

介護事業所 居宅介護
 （ケアマネジメント）

介護事業所 ホームヘルパー

申請書/申込書ダウンロード
 各申請書/申込書を
 ダウンロードできます

サイトマップ
 南足柄市社会福祉協議会
 内容がチェック

すべての動画

冬の子ども服「お手玉を作る
 つ」を開催しました
 1年経 再生10回

わずか3分でできる！手作りマ
 スクの作り方
 1年経 再生100回

9月15日車いす検閲隊を開催
 しました
 1年経 再生10回

ボランティア・カフェの様子を
 動画でご紹介 加藤弘基さんと...
 1年経 再生47回

内山地域福祉社会カレッジはじ
 めました。1月24日開催...
 1年経 再生52回

内山地域福祉社会 自治会夏祭り
 に協力しました！8月4日（土）
 2年経 再生101回

南足柄市社会福祉協議会 ホームページ (<http://www.minamisyakyo.or.jp>)



南足柄市社会福祉協議会 フェイスブック

○地域福祉会の活動支援

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての人々が、地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、「共に生き、支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」を具現化するという考え方です。

地域福祉会では、住民の皆さんが主体となり、地域の輪（人と人のつながり、団体のつながり）をつくったり、地域の生活課題の解決（生活支援、子育て支援等）に取り組んだり、地域のちから（地域資源）を生かして住みよい地域をつくる活動を支える組織です。

南足柄市では、地域ごとに全部で34の地域福祉会があり、それぞれの地域に応じた活動を行っています。

※各地域福祉会の活動は第5章で紹介しています。

施策（２）地域におけるセーフティネットの構築

生活に困っている方や、一人暮らしの高齢者、認知症の方などが安心して暮らせるように、地域で支える仕組みを作ります。

【目指す５年後の姿】

- 親族が少ない方などが、病院に入院する時や施設に入所する時に支える仕組みが地域にあり、不自由がない
- 自分の葬式を挙げてくれる人がいない場合に請け負う仕組みが地域にあり、安心感がある
- エンディングノートが必要な人に配布され、将来の不安に対して準備する仕組みがある
- 認知症になっても地域で支えてくれる仕組みがある

（数値目標）

事業名称	評価指標	令和元年度 実績	令和７年度 目標
認知症 ボランティア	活動するボランティアの数	のべ 16 名	のべ 30 名

【実現に向けた社協の取り組み】

（保証人や死後事務に関する取組）

- ・ あんしんセンターにて、エンディング、身元保証に関する相談窓口を開設
- ・ エンディングノートの配付を地域包括支援センター、民生委員等に協力を求め実施
- ・ 身元保証、死後事務等に関するモデル事業を実施（３件程度の契約）。さらに足柄上地区にモデル事業の拡大

（認知症に関する取組）

- ・ 認知症サポーター養成講座を受講した方がその知識を生かせるよう、ボランティア登録の案内や施設紹介を行い活躍の場を確保
- ・ 認知症サポーター養成講座等の担い手研修を開催
- ・ 行政、地域包括支援センターや認知症に関する事業所との連携を推進

【地域住民へのメッセージ】

- ・ 生活の中で困ったことがあったら、まずは窓口にご相談してみましょう。また、身近に困っている人がいたら、相談窓口を紹介したり、代わりに相談してみてください。

わたしのしおり

社協オリジナルのエンディングノートです。

遺言とは違い、自分の人生の記録として「書いてみようかな?」と思っただけのような構成になっています。



認知症サポーターとは?

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

認知症サポーターになるには、「認知症サポーター養成講座」を修了することが必要です。地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小、中、高等学校の生徒など様々な方が受講しています。

養成講座は、キャラバン・メイトと呼ばれる講師によって行われます。修了時にはその証であるオレンジリングを受け取ることができます。費用はかかりません。



認知症サポーター養成講座の様子

施策（３）人権の尊重と権利擁護の充実

判断能力が十分でない高齢の方や障害のある方などサポートを必要とする人が安心して暮らせるように、人権の尊重と権利擁護を推進します。また、成年後見制度の普及啓発と利用促進を行います。

【目指す５年後の姿】

- 障害や病気で判断能力が低下しても、地域で安全に暮らすことができる
- 障害があっても、様々な活動に参加することができる
- 足柄上地区の成年後見制度利用促進を担う中核機関の利用が促進される
- 住民に成年後見制度が周知され、利用しやすい相談窓口がある。

【実現に向けた社協の取り組み】

- 日常生活自立支援事業、法人後見事業の継続実施。さらに、入院・入所時の保証や死後事務に関する相談（アンカーサポート相談）の受付
- 成年後見制度利用についての相談受付。市民後見人の養成の検討
- 当事者活動（ピアサポーター）の活動支援
障害当事者の方が情報発信をし、人権の尊重に関する啓発活動を行うことの支援

【活動紹介】

○あんしんセンター事業

判断能力が十分でない高齢の方や障害のある方が、安心して暮らせるように「日常生活自立支援事業」「法人後見事業」「成年後見制度の利用サポート」の支援を行っています。

・日常生活自立支援事業・・・

主に、福祉サービスの利用援助（情報提供や利用手続き、苦情解決など）、日常的金銭管理サービス（家賃・税金・公共料金等の支払い、年金や手当の受け取りなど）、書類等の預かり（預金通帳や、年金、不動産の証書、株券、小切手、大切な印鑑など）を行っています。

・成年後見制度の利用サポート・・・

成年後見制度のご利用を希望される方に、制度の内容や手続きの方法などについてサポートしています。

施策（４）地域共生の社会づくり

地域で様々な困りごとを抱える人を地域の中で支えられるように、住民同士の助け合いの仕組みを作ります。

【目指す５年後の姿】

- おたがいさまネットの活動の仕組みが市内全域に広がっている
- 障害があることや病気に関して理解をし、共に暮らす土壌がある
- 子育て世帯が社協のサービスを理解し、必要な時に必要なサービスが利用できるような仕組みがある

（数値目標）

事業名称	評価指標	令和元年度 実績	令和７年度 目標
おたがいさま ネット	岡本地区 活動件数	1,072 件	1,200 件
	活動サポーター数	1,148 人	1,300 人
	南足柄地区 活動件数	195 件※	1,000 件
	活動サポーター数	214 人※	1,000 人

※南足柄地区は令和元年１０月に活動開始したため、６か月間の実績

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・おたがいさまネットの活動支援
- ・ピアサポーターの活動支援、地域での交流活動
- ・子育てサロンや世代間交流を積極的に行う団体への継続支援の実施
- ・子育て世帯が社協のサービスに気付けるための宣伝活動

【地域住民へのメッセージ】

- ・おたがいさまネットのサポーター登録を検討してみましょう。都合のつく時間の範囲で、これまで培った経験を生かして地域貢献が可能です。

【活動紹介】

○おたがいさまネット

日常生活における住民ニーズの多様化に対応するため、組織住民の有志が立ち上げた住民同士の助け合い組織です。高齢、病気、出産等で日常生活にお困りの方にサポーターを派遣して、日常生活支援（買い物、草むしりなど）・ふれあい活動（話し相手など）を行っています。

現在は岡本地区と南足柄地区で活動しています。

活動概要（おたがいさまネットおかもと、おたがいさまネットみなみ）

対象者 各地区に居住し、本人及び家族が高齢、体がご不自由な方、病気、
出産、育児、などの理由により、日常生活にお困りの方

支援内容 日常生活支援（買い物、草むしりなど）・ふれあい活動（話し相
手など）は1時間400円、ごみ出しは1回100円で行っていま
す。



おたがいさまネットおかもと(平成29年4月開始)

会長 岩崎 秀雄



『こういう時だからこそ活動
を！』と感じ、日々活動してい
ます。活動中に気をつけている
ことを何点かお話します。室内
の掃除は3密に注意して利用者
の方やサポーター同士距離を保
って行っています。ただ、対面
で行う将棋の相手などはお休み
しています。

ゴミ出しや草むしりは通常通り実施中です。ゴミ出しは普段の生活の一
部のため、特にコロナ禍でも活動日数は変わらない状況です。

依頼に対して、親族との関係や近所付き合いをよく確認したうえで、お
たがいさまネットとして出来ることをお手伝いしています。場合によっ
て、関係機関を紹介するなどして、地域のつなぎ役を担っています。

利用者の声

〇コロナ禍でゴミ出しを頼もうか迷っていたが、快く引き受けてもらえて
よかった！

○お盆に向けて庭をきれいにしてもらえて感謝。

おたがいさまネットみなみ(令和元年10月開始)

会長 永田 米昭

大変な時ほど、『できる範囲のことを一生懸命取り組む』ことが大事ですね。困っている人や高齢者などの手助けをし、コロナ禍の中、普段のコミュニケーションをより大切にして見守りも行っています。



活動は定期的なゴミ出しや掃

除の他、草むしり等の依頼が多い状況です。活動は3密に注意し、草むしりは熱中症にも気をつける必要があります。水分補給や休憩を十分取りながら行うようサポーター同士、声をかけ合っています。

発足からもうすぐ2年。1人の依頼者から複数の依頼を受けるなど、少しずつ活動件数が増えています。

また、最近はケアマネや地域包括支援センターからの相談も増えて来て、関係機関と連携を取りながら活動しています。

利用者の声

○親切、丁寧に作業していただいて、本当にありがたい。

○リピーターとして定期的に利用させてほしい！

○ピアサポーターの活動支援

精神障害のある当事者がピアサポーターとして、精神科病院で長期間入院をしている方の退院に向けてサポートを行います。また、退院後の暮らしを受け入れる地域に対しても、精神障害の理解を深めていけるよう、普及啓発活動を行っています。

施策（５） 自助、互助、共助による防災・防犯体制の構築

様々な災害に対するシミュレーションをあらかじめしておき、実際に災害が起きた時に適切な対応ができるように準備します。

【目指す 5 年後の姿】

- 災害発生時に地域で支え合う仕組みがある
- 災害ボランティア運営マニュアルの見直しが完了し、すぐに活用できる状態になっている
- 社協職員、ボランティアを対象とした運営訓練が定期的実施され、ノウハウが身についている
- 災害時に地域や他の団体と連携・協力できる仕組みがある

（数値目標）

事業名称	評価指標	令和 2 年度 実績	令和 7 年度 目標
災害ボランティア	運営訓練の実施	2 回実施	年間 1 回以上定期的に実施
	災害ボランティア登録者数	42 人	60 人

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し。地域の団体に意見を求め、すぐに活用できる状態を目指す
- ・災害時に役立つ情報の発信、研修会の開催
- ・災害ボランティアセンター運営訓練の定期的開催
- ・災害が起きた際に通常の社協業務を継続しつつ、並行してボランティアセンター活動ができるような想定を実施・共有

【活動紹介】

○災害ボランティア

災害ボランティアとは、主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアをさします。

本市防災計画において、災害時には社協は市と連携して災害ボランティアセンターを運営することになっており、災害ボランティアの養成も求められています。

災害発生時には、市災害ボランティアセンターは、復旧・復興に向けて被災された方の暮らしを助ける活動を行うことが期待されています。

毎年、市内外の講師をお招きし、継続的に研修を行っていくと同時に、災害ボランティアに関わる情報を発信していきます。

コロナ禍での災害ボランティア

コロナ禍では、感染予防のため、人の移動を制限せざるを得ない状況です。そのため、災害発生時には、被災された方の生活再建のため、地元のボランティアの協力がより期待されています。

社協では、令和元年の台風 19 号被害への対応の反省をもとに、令和 2 年度は研修訓練を積極的に行いました。



災害研修会「台風 19 号の被害状況について」の様子 （令和元年 1 月 23 日開催）



職員向け研修会の様子 （令和 2 年 7 月 10 日開催）

基本目標 3 体制づくり

施策（１）相談体制の充実

現在は様々な窓口で皆様からの相談に対応しています。部署間や関係団体との情報共有や連携を進め、相談に対して総合的に対応できる体制を作ります。

【目指す 5 年後の姿】

- 総合相談の拠点となる地域包括支援センター等と連携し、制度のはざまにある課題を取り上げ、課題解決に向けた取り組みができる
- 生活が困窮した方への相談や財産管理等についての相談を強化し、相談機関との連携が図られている

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・権利擁護関連やエンディングに関する相談、生活困窮に関する相談の機能を強化
- ・社協内の各部署（ヘルパーステーション、ケアマネジャー、相談支援センタースマイル、あんしんセンター、ボランティアセンター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター）であがる課題に対し、内部で検討する場の確保
- ・生活支援コーディネーター業務の推進

【活動紹介】

社協では、地域福祉の推進のため様々な分野で窓口を設置し、相談業務を行っています。

○あんしんセンター（→P42）

○「岡本地区地域包括支援センター」

平成 27 年度から、南足柄市より岡本地区における高齢者の総合相談窓口（業務内容は次頁参照）として受託、運営しています。あらゆる相談を受け止め、市役所、地域の各種団体、民生委員児童委員、介護保険等のサービス事業所、医療機関、金融機関、商店等と連携を深めながら、高齢者、障害者（児童）など、地域住民の健康と安心のため相談業務を行っています。



生活支援コーディネーターとは・・・

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。（厚生労働省ガイドラインより）



足柄上地区生活支援コーディネーター実務者情報交換会の様子（令和２年開催）

施策（２）福祉サービスの充実

必要としている方に十分な福祉サービスが提供されるように、福祉サービスに関する情報提供と質の向上に努めます。

【目指す５年後の姿】

- SNSの活用により、福祉サービスに関する情報が広く知られている
- 地域課題に関して、新たな福祉サービスを検討し、課題の解決に向けての仕組みがある
- 福祉関連の仕事につく方が増え、さらに離職しない
- 移動に関して利用できる手段が複数あり、不自由さが解消されている。

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・ SNSにより、福祉サービスに関する情報を広く提供
- ・ 生活支援コーディネーター業務について、地域で上がっている課題に対し、地域包括支援センター等と協力して取り組める仕組みを検討
- ・ 介護に関する入門的研修を継続して開催する。次の段階として、初任者研修の開催も検討
- ・ 移送サービスについて、現状行っているハンディキャブ事業とともに、ボランティアや家族に車いす等の利用がしやすい車を貸し出す事業や、貸し出しがない場合には有償ボランティアに運転を依頼し移送サービスを行う事業など、あり方について見直し・検討

【地域住民へのメッセージ】

- ・ 福祉サービスが必要かもしれないとお考えの方は、地域包括支援センターやケアマネジャー等に相談してみましょう。
- ・ 介護の仕事は国家資格もあり、これからの時代、将来性のある仕事です。未経験でも「介護に関する入門的研修」など、様々な初心者向け研修がありますので仕事の一つとして検討してみましょう。

【活動紹介】

○介護に関する入門的研修

介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域が二人三脚で、介護職への多様な人材の確保に向けて行っている研修です。より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、地域で実際に活動している介護、福祉の専門職の皆さんを講師に迎え、地域に密着した研修になるよう努めています。

参加された方は実際に介護職に従事するほか、地域のボランティア活動に参加されるなど、新たな人のつながりも生まれています。



施策（３）障害者の自立支援

障害の状況や必要な支援はその人によって様々です。障害のあるなし、程度に関わらず、誰もが社会の中で働く場や居場所が持てるような環境を作ります。

【目指す５年後の姿】

- 障害のある方が安心して相談できる場がある。
- 精神科病院から退院した際に、地域生活を応援する仕組みがある。
- 障害のある方が日中活動できる居場所がある。
- 一般企業への就業ができる。

【実現に向けた社協の取り組み】

- ・障害のある方の就労について、地域にある企業等の団体に検討してもらう場を確保
- ・自立サポートセンタースマイルで実施している相談業務の継続
- ・ピアサポーターの養成
- ・精神科病院からの退院支援を実施
- ・ワークピアさつきで実施している日中活動の場の提供の継続

【活動紹介】

○「ワークピアさつき」「アースエコー」

- ・社協では、障害福祉サービスである「就労継続支援Ｂ型事業所」として、主たる事業所「ワークピアさつき」、従たる事業所「アースエコー」を運営しています。一般企業への就職が困難な障害を持っている方に就労の機会を提供し、生産活動を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練や生活習慣の改善、対人関係の練習などの障害福祉サービスを提供することを目的としています。



ワークピアさつき



アースエコー

就労継続支援B型事業所とは・・・

障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設です。
一般企業への就職が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供することを目的としています。

「ワークピアさつき」は

主たる事業所「ワークピアさつき」と従たる事業所「アースエコー」があります。
通所される利用者一人ひとりの社会参加に対する思いを大切に、作業を通して就労への課題の整理や生活習慣の改善、対人関係の練習などを行うことで、その人に合った自立に向けて支援をしていきます。

作 業 内 容	
「ワークピアさつき」では	「アースエコー」では
1.ウエスの製作 2.アルミ缶の回収 3.樹脂パッケージの分解 4.箱折り 5.タオル折りおよび袋詰め 6.りんどう会館清掃 7.自主製品の制作 8.施設外就労事業 老人ホームの清掃	委託契約を結んだ会員が持ち込みリサイクル衣類や雑貨等の販売をしています。 1.商品の販売、レジ打ち 2.商品の陳列、回収、整理 3.自主製品の作製と販売
 住所：南足柄市関本403-2 南足柄市りんどう会館2F 電話：0465-74-9292	 住所：南足柄市岩原1016-1 南足柄市おかもと福祉館内 電話：0465-74-8823
そ の 他 の 活 動 と し て	
○利用者とスタッフでミーティングを行う機会を設けています。 【レクリエーション】 行事として、クリスマス会・食事会等、バス旅行を実施しています。	

利用方法は・・・



利用すると決まったら

障害福祉サービス受給者証をお持ちいただきます。
※障害福祉サービス受給者証については、住所地の役所担当窓口でご相談下さい。

○相談支援事業所（自立サポートセンタースマイル）

- 地域の中には、病気や障害があることで生活に不自由をきたしている方に対して、独居生活の方が安心して生活していくためのサポートや、就労が困難な方に訓練や働く場を提供するサポートなど、多様なサービスがあります。障害福祉サービスの利用に向けた相談支援を行うことで、安心して健康に暮らせる街の体制づくりをサポートしています。
- 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業
地域で生活をする障害をお持ちの方（児童も含む）が、福祉サービスを利用することによって、安心した生活ができるようサポートしています。
- 地域移行・地域定着支援（指定一般相談支援事業）
精神障害などが理由で長期間入院している方や、障害者入所施設を長期間利用している方が、退院や退所をして地域の中に生活の場を移していけるようサポートしています。
- 神奈川県精神障害者地域移行・地域定着支援事業
精神障害を持った当事者がピアサポーターとして、精神病院で長期間入院をしている方の退院に向けてサポートを行います。また、受け入れる地域に対しても、精神障害の理解を深めていけるよう、普及啓発活動を行っています。

施策（４）生活困窮者の自立支援

生活困窮者に対して、食糧支援や資金貸付、生活立て直しに向けた家計相談等を行います。

【目指す５年後の姿】

- 生活が困窮した場合に、生活を立て直せる支えが地域にある
- 食糧の無駄をなくす活動が広められると同時に、生活が困窮した方に配布できたり、災害時に活用できる食糧の備蓄ができる
- 生活資金貸付後、生活再建に向けた家計相談体制がある

【実現に向けた社協の取り組み】

○食糧関連

- ・食糧の寄付を得られるような仕組み、分配できる仕組みを整備
- ・食糧の備蓄があり必要な場合に配布する仕組みがあることを住民に広く周知
- ・食糧の備蓄、整理等に関して、ボランティアの協力を依頼
- ・食糧支援、資金貸付後の生活再建に関する相談に関われる職員の育成、フローの作成

○家計相談等、生活の立て直し

- ・これまで社協で行っている貸付の継続実施
 - ・生活再建に向けた相談の実施を市と協力して実施
- ※市は就労相談、生活保護受給相談。社協は貸付後の家計相談等を担当

【活動紹介】

○食糧支援事業

生活困窮者に対し、相談内容を見極め食料の支援を実施しています。個人、企業等の寄付、フードバンク等を活用し食料を確保し必要品を提供しています。

○資金貸付事業

・生活福祉資金貸付

生活が困窮している低所得者、障害者、高齢者に対し、必要な相談支援と低金利での資金の貸付を行うことにより、自立と生活意欲の助長を図ります。高校等進学を希望する本人に対し、入学金、授業料等の目的のために必要な資金の貸付を行う「教育支援資金」と、生活保護世帯における生活必需品等の購入のために必要な資金の貸付を行う「福祉資金」があります。

・簡易小口生活資金貸付事業

不測の事態により一時的に生活が困難な世帯等に対し、5万円を限度に資金

の貸付を行い、生活の安定及び自立を支援しています。

新型コロナウイルス感染症対策による、資金貸付の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)について、特例措置が設けられました。社協ではその受付の窓口として、令和2年3月より、相談のべ件数として約700件、緊急/総合あわせ約300名の市民の方の貸付申込の手続きを行ってきました(総額1億3000万円以上)。

各関係機関と連携、情報共有を図り、他制度の利用につなげながら、コロナ禍でも困窮に陥ることがないように職員総出で対応にあたってきました。今回の支援をきっかけに、食料支援や、相談窓口の拡充、広報周知の方法など、生活困窮者支援に関して新たな課題が発見することができ、今後も積極的に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で生活資金にお悩みの皆様へ

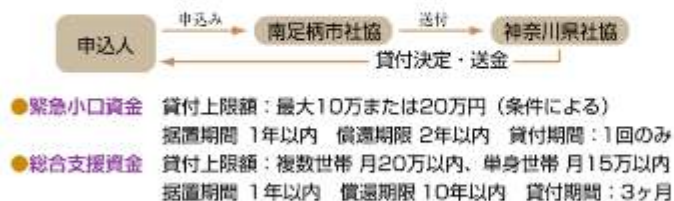
詳しくはこちらをクリックしてください。
南足柄市社会福祉協議会 0465-73-1575



一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

神奈川県社会福祉協議会では、コロナウイルスの感染症の影響による休業や失業などにより収入の減少があり、生活資金にお困りの方を対象にした特例貸付を実施しています。(無利子・保証人不要)
今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。(受付期間:9月末日までの予定)



【申し込み方法】

郵送での申し込み。必要な書類は、神奈川県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードするが、必要な書類一式をお送りします。
(緊急小口資金については、お近くの労働金庫または郵便局でも申し込みが可能です)。
※申し込み方法など、変更の可能性があります。



【問い合わせ先】

- ◆南足柄市社協 73-1575 平日8:30~17:15
- ◆厚生労働省「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」TEL:0120-46-1999
受付時間:午前9時~午後9時(土日・祝日含む)

第5章 計画の期間と進行管理

1. 計画の期間

本計画の期間は令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

本計画は、現実に即した計画となるよう、計画期間中であっても地域に関わる様々な方のご意見を聴取し、必要に応じて追加・見直しを行います。

2. 進捗管理

地域福祉活動計画を着実に推進するため、社協内に、外部委員による「地域福祉活動計画推進評価委員会」を設置し、計画の進捗管理を行うとともに、基本理念や基本目標との整合性や実施事業の達成度などを総合的に毎年度評価します。その評価結果と福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

また、社協自らもPDCAサイクルを実践しながら、毎年度点検と評価を行い、必要に応じて事業の内容や実施方法の改善が必要な場合には、速やかに改善を図ります。

【PDCA サイクル】

